

令和8年1月1日から林野火災注意報・警報の運用開始

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。

林野火災注意報・警報について

気象条件が林野火災の予防上注意を要すると認められる場合には、「林野火災注意報」を発令し、**発令区域内(林野及び林野の周囲1km の範囲。ただし、積雪がある区域を除きます。)**には火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、努力義務を課すことになります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合には、「林野火災警報」を発令し、発令区域内には火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すことになります。

林野火災注意報の発令基準

1月1日から5月 31 日の期間において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前 30 日間の合計降水量が 30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合

※ただし、降雨または降雪の場合はこの限りではありません。

林野火災警報の発令基準

1月1日から5月 31 日の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。

林野火災注意報・警報が発令された場合の「火の使用の制限」及び罰則について

消防法第 22 条第4項及び火災予防条例第 29 条に規定により、以下のとおり**「火の使用の制限」**がかかります。

